

春日井市公金保全対策会議要綱

(設置)

第1条 春日井市の管理する公金の保全について審議するため、春日井市公金保全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、経営悪化への懸念が払拭されない金融機関に対し、次に掲げる事項について対策を協議する。

- (1) 新規預金等の停止に関する事項
- (2) 預託期間、預託金額の制限に関する事項
- (3) 証書借入等による相殺枠の確保に関する事項
- (4) 定期預金の中途解約に関する事項

(組織)

第3条 対策会議は、会長及び委員6名をもって組織する。

- 2 会長は市長が指名する副市長をもって充てる。
- 3 委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、会長が招集し、会長は、その会議の議長となる。

- 2 対策会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その

意見又は説明を求めることができる。

(公金管理運用連絡員)

第6条 対策会議は、次に掲げる事項を行うため、公金管理運用連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

- (1) 第2条の規定により対策会議が決定した対策を実施すること。
- (2) 自己資本比率の低下等を把握するため、当該金融機関の経営状況等を委員へ報告すること。

2 連絡員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 第1項第2号の報告は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ該当各号に掲げる連絡員が定期的に行う。

- (1) 総務部長 総務課長
- (2) 財政部長 財政課長
- (3) 産業部長 経済振興課長
- (4) 市民病院事務局長 管理課長
- (5) 上下水道部長 上下水道経営課長

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、会計課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長
財政部長
産業部長
市民病院事務局長
上下水道部長
会計管理者

別表第2（第6条関係）

総務課長
財政課長
経済振興課長
管理課長
上下水道経営課長